

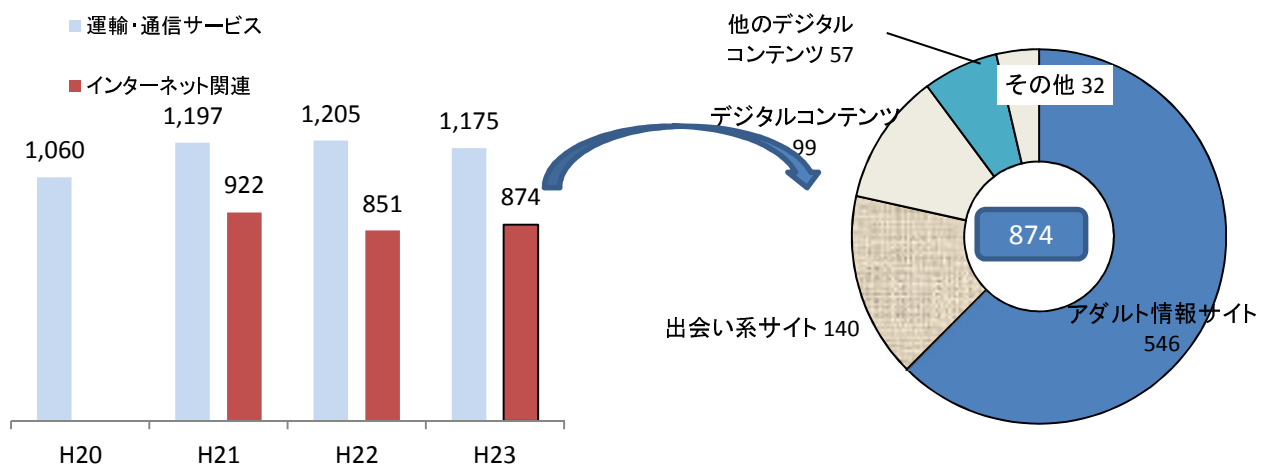
【2】 平成23年度に目立った相談事例

商品別分類の「運輸・通信サービス」（1,175件）のうち、インターネット関連（インターネットを通して得られる情報・サイトに関するもの）の相談が874件を占めています。アダルト情報サイトや出会い系サイトの利用料請求、電子メールによる架空請求など情報料の不当請求が依然として多くなっています。また、無料オンラインゲームサイトで高額なアイテム購入代金を請求された等の相談も含まれています。

また、「金融・保険サービス」（621件）の中では、外債、未公開株に関する相談が増加していますが、医療機関債、CO2排出権取引、水資源権利等への投資及び和牛オーナー制度を運営する会社の破綻によるファンド型投資商品に関する相談が目立って増加しました。

平成23年3月11日発生した東日本大震災の関連では、食品を中心に放射能汚染への不安についての相談が多く寄せられました。

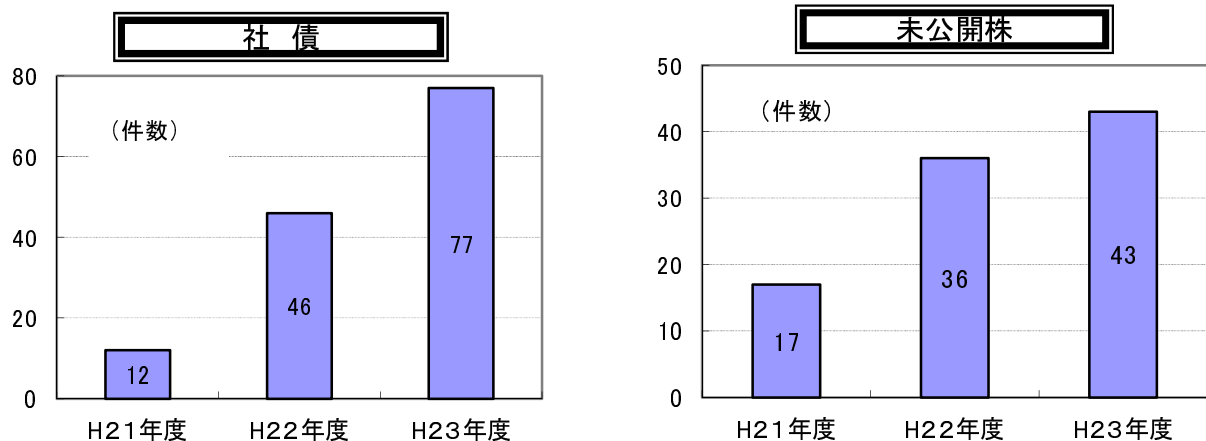
（1）最も多い「インターネット関連の相談」



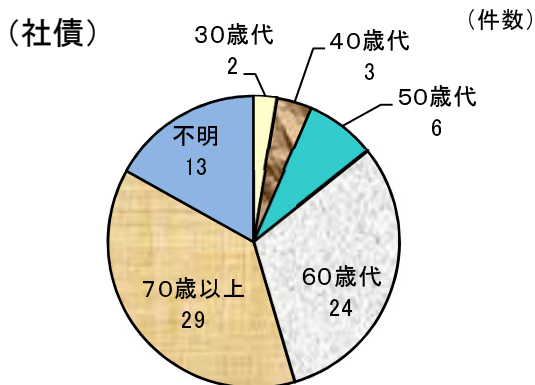
〈主な相談事例〉

- ◆身に覚えのない有料サイトの利用料の請求電話が突然携帯にかかってきた。社名を聞き直したら恫喝された。気味が悪い。
- ◆携帯電話で出会い系サイトを利用。サイト業者のサクラ会員と思しき人とメールのやり取りをし、130万円浪費させられた。
- ◆ネットでサイドビジネスの情報商材を購入した。広告と違って仕事内容が実現不可能なため返金保証を求めているが応じてくれない。

（2）社債・未公開株に関する相談

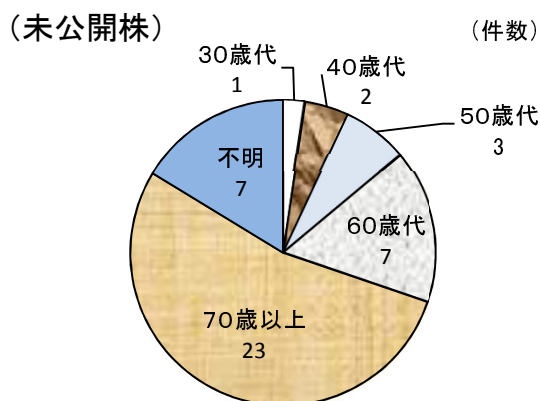


契約当事者の傾向(年代別)



【契約金額】
平均 782万円 最高額 8,000万円

【既払額】
平均 398万円 最高額 6,000万円



【契約金額】
平均 640万円 最高額 4,000万円

【既払額】
平均 639万円 最高額 4,000万円

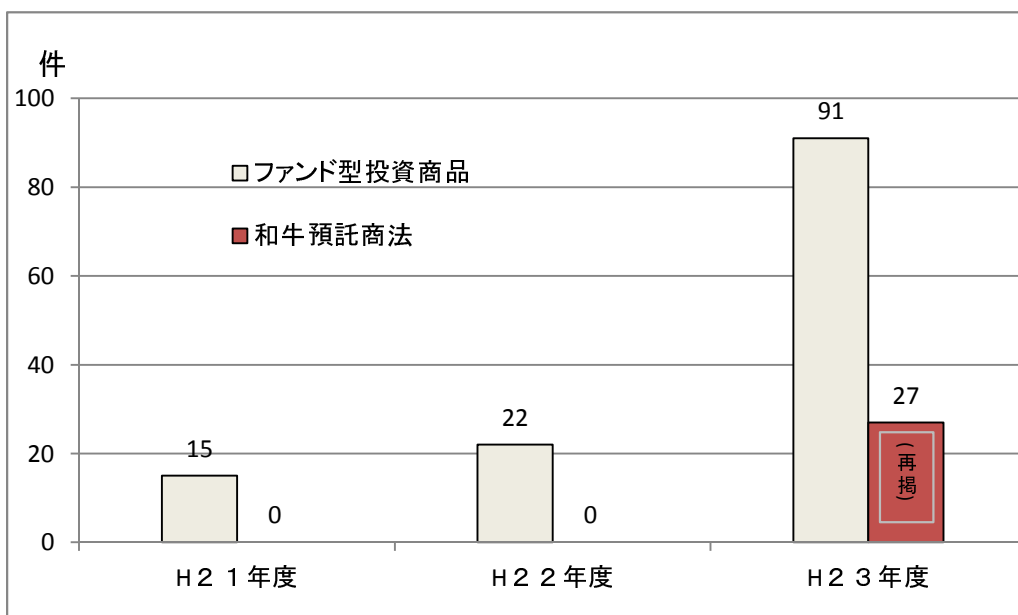
◆社債の案内のDMが送付されてきた後、別の業者から、その社債を高値で買い取るという電話がかかってきたので社債を申し込んだがその後連絡が取れない。

◆昔被害に遭った未公開株を買い取ってくれるという業者に、買い取ることを条件に違う業者の未公開株を代理購入させられた。

◆昨年の1月に訪問販売で社債を購入したが、発行会社が経営困難になった。配当が契約通りの払われなくなったので解約返金を求めたい。

(3) ファンド型投資商品に関する相談

和牛オーナー制度を運営する会社の破綻に関連する相談及び鉱物採掘権、医療機関債、二酸化炭素排出権取引、水資源権利等への投資に関する相談



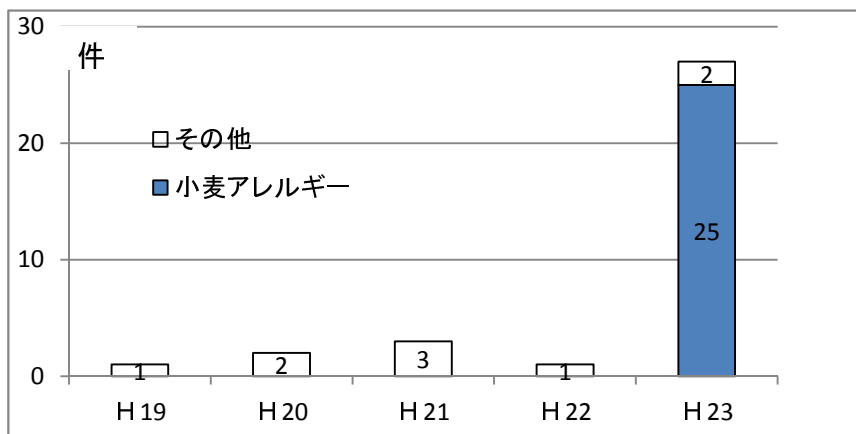
◆雑誌の広告で和牛オーナー制度を知り350万円投資したが、一度も配当を受け取らず、倒産したという記事を見た。情報がほしい。

◆人工透析の病院設立の出資を電話勧誘され、業者が来て100万円を渡した。信用できる業者か。

◆水源地の権利の購入を勧める広告が送られてきたら1口10万円を買ってほしい。それを14万円で購入すると電話があった。

(4) 化粧石鹼に関する相談

小麦加水分解物を含有する石鹼の使用により小麦アレルギーが発症

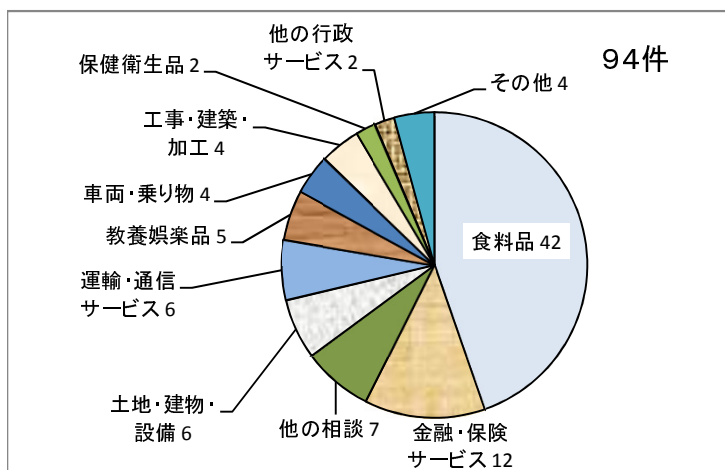


◆小麦成分が入った化粧石鹼で顔にかぶれ等の症状が出た。血液検査で小麦アレルギーと診断されたため、販売会社に治療費等請求したい

◆娘が通販で購入した洗顔石鹼を1年半使用していたが、麺類を食べるとまぶたが腫れるようになった。業者に電話しているが繋がらない。

◆アレルギー報道されている石鹼を以前通販で購入しており、息子にも使わせていたが、息子の体に湿疹ができて治らない。

(5) 震災関連の相談



◆腐葉土から放射性セシウムが検出されたと聞いたが、4月に購入した腐葉土は大丈夫か知りたい。

◆牛肉からセシウムが検出されて問題になっているが、牛乳やヨーグルト等乳製品は大丈夫だろうか。

◆震災の廃棄物で発電するという業者の新株引受権付社債の広告が送られてきた後、別の業者2社から権利譲渡に関し電話が入り不審だ。

【3】消費者被害にあわないために～消費生活センターからのアドバイス～

- ① うまい話には裏があります。安易に相手の話には乗らないようにしましょう。
- ② 「結構です」「よろしいです」などの返事はしない。いらないものは「いりません！」「必要ありません！」とはっきり断りましょう。
- ③ 契約する場合は、内容をよく確かめて、慎重に検討しましょう。迷った時は、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう。
- ④ 住所、氏名、電話番号、銀行の口座番号など、個人情報を聞き出し、不当な請求をしてくる悪質な事業者もあります。個人情報はむやみに教えないようにしましょう。
- ⑤ おかしい、不審だと感じたら、すみやかに、最寄りの消費者相談窓口にご相談してください。